県立病院における診療情報の提供に関する指針(ガイドライン)

1 指針のねらい

本指針は、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び県立病院の長(以下「医療従事者等」という。)の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものであり、医療従事者等は診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とするものである。

診療情報そのものは患者個人の情報であるため、その取扱いについては、上記のことに十分配意しつつ、神奈川県個人情報保護条例(平成12年神奈川県条例第73号)(以下「条例」という。)のもと、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要な意義を有するものであるという認識に立って、慎重かつ適正な取扱いに努めるものとする。

なお、医療従事者等以外の職員、委託事業の従事者及び指定管理業務の従事者 についても、同様とする。

2 定義

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報で もある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

(2) 診療情報

個人情報のうち、診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について医療 従事者が知り得た情報をいう。

(3) 診療記録

診療録(カルテ)、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

(4) 個人情報の匿名化

個人情報に含まれる氏名、生年月日、住所等個人を識別する情報を取り除く ことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。顔写真については、 一般的には眼の部分にマスキングすることで特定の個人を識別できないと考え られる。また、その人と関わりのない符号又は番号を付すこともあるが、当該 符号又は番号と個人情報との対応表等と照合することで特定の患者・利用者等 が識別される場合は個人情報と解されることに留意する必要がある。

3 医療従事者等の守秘義務

医療従事者等は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者の守秘義務に反し、法令上の規定がある場合を除き認められないことに留意しなければならない。守秘義務については**別表1**のとおりである。

なお、「秘密」とは一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものとされている。いかなる事実が秘密に該当するかは、個々の事実について、保護されるべき利益の社会的価値を判断して決める必要がある。また、秘密を漏らすとは正当な理由がないのに行われることであるため、正当な理由があれば違法性は問われない。守秘義務については以上のことに留意して、個別具体的に判断するものとする。

4 診療中の診療情報の患者への提供

(1) 診療情報の提供

口頭による説明(診療記録の展覧を含む。)を原則とする。なお、必要に応じて要約書の交付をすること等も妨げない。

(2) 診療情報の提供の原則

医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について説明しなければならない。

- ① 現在の症状及び診断病名
- ② 予後
- ③ 処置及び治療の方針
- ④ 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副 作用
- ⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき 費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)
- ⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要(執刀者及び助手の氏名を 含む。)、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- ⑦ 治療目的以外に臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨 及び目的の内容
- (3) 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。
- (4) 患者が未成年等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権 者等に対してなされなければならない。
- (5) 診療情報の提供を申し出ることができる者

診療情報の提供を申し出ることができる者は、原則として患者本人とするが、 次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって情報の提供を求める ことができるものとする。

- ア 患者が未成年者又は成年被後見人である場合、法定代理人。ただし、満15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を 認めることができる。
- イ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ウ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- エ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている 親族及びこれに準ずる者

5 診療記録の正確性の確保

- (1) 医療従事者等は、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲 内において、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- (2) 診療記録は、患者にわかりやすいよう、できるだけ日本語で記載することとし、略語等の使用は必要最低限にとどめるよう努めなければならない。
- (3) 診療記録の字句などを不当に変えてはならない。
- (4)診療記録の訂正は、訂正した者、内容、日時等が分かるように行われなければならない。

6 診療記録の開示

(1)診療記録の開示

患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること及び診療記録の写しを交付することをいう。

(2) 診療記録の開示の原則

医療従事者は、6の(3)に定める診療記録の開示を求め得る者が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。その際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(3) 診療記録の開示を求め得る者

診療記録の開示を求め得る者は、条例第18条の規定に基づき、患者本人及び 未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限られる。ただし、インフォーム ド・コンセントの観点から必要と認められるときは、4の(5)のイからエまでの 範囲内で申し出ることに正当な理由があると所属長が認めた者に対して、診療 情報の提供として診療記録の開示を行うことができるものとする。

7 患者本人が死亡した場合の診療情報の取扱い

(1) 医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を、本来の取扱目的以外の目的で提供しなければならない。

ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに進ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含

む。)のほか、4の(5)のイから工までの範囲内で申し出をすることに正当な理由があると所属長が認めた者とする。

(2) 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。

8 診療情報の第三者への提供

(1) 目的外利用及び提供の制限

条例第9条第1項の規定により、原則として、診療情報を本来の目的以外の目的で第三者に提供してはならない。

「参考事例〕

○ 民間保険会社からの照会

患者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から患者の健康 状態等について照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の現在の健康状態や 既往歴等を回答してはならない。

また、交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社からの 損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった 場合にも、患者の同意を得ずに患者の症状等を回答してはならない。

なお、民間保険会社から照会があった際、本人の「同意書」を提出した場合に あってはその限りではない。この場合において、同意書がワープロで作成されて いる場合など、本人の意思が明確でないと認められるときは、当該同意書の内容 について本人の意思を確認することが望ましい。

○ 職場からの照会

職場の上司等から、社員の病状に関する問い合わせがあったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の病状や回復の見込み等を回答してはならない。

○ 学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問い合わせがあったり、 休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の健康状態や回復の見込み等を回答してはならない。

なお、教職員等が生徒に付き添ってきて、生徒が病状の説明を受ける際に、特に同席を拒まない場合や、けがの原因となった事故の再発防止や再発した際の応急処置等に有効であり、医師が学校側に伝えるべきだと判断した場合には、情報を提供することができる。

○ マーケティング等を目的とする会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の患者の存在の有無について照 会された場合や要件に該当する患者を紹介してほしい旨の依頼があった場合、当 該照会や依頼に対して対応する必要性が認められる場合であっても、患者の同意 を得ずに患者の有無や該当する患者の氏名・住所等を回答してはならない。

(2) 「目的外利用及び提供の制限」の例外

条例第9条第1項ただし書きにより、次に掲げる場合については、本人同意 を得ずに、目的外の提供ができるものとする。

ただし、患者本人の情報コントロール権に配慮して、この規定による画一的な運用は避け、照会内容と範囲について個別の事例ごとに判断しなければならない。

ア 法令に基づき利用し、又は提供するとき。 【条例第9条第1項第1号】

医療法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告等、法令に基づいて個人の情報を利用又は提供する場合である(通常の業務で想定される主な事例は**別表 2**参照)。

「参考事例〕

- 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条(捜査に必要な取調べ)第2項及び同法第507条(公務所等への照会)の規定に基づき文書による照会を受けた場合
- 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第163条(当事者照会)の規定に基づき訴訟の係属中、訴訟の相手方から書面で照会を受けた場合
- 民事訴訟法第223条(文書提出命令等)の規定に基づき裁判所から文書提 出命令を受けた場合

イ 本人同意に基づき利用し、若しくは提供し、又は本人に提供するとき。

【条例第9条第1項第2号】

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があ

ると認めて利用し、又は提供するとき。

【条例第9条第1項第3号】

「参考事例〕

- 意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- 意識不明の患者の病状を家族等に説明する場合

- 大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
- 災害発生時に警察や消防機関が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合

エ 審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

【条例第9条第1項第5号】

【目的外利用・提供の制限の適用除外事項(類型)】

① 弁護士法 (昭和24年法律第205号) 第23条の2 (報告の請求) の規定に基づく 弁護士会からの照会に対して報告する場合

ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から 提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供 する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て本人の権利利益を不に侵 害するおそれがない場合に限る。

② 法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合

ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から 提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供 する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に 侵害するおそれがない場合に限る。

「参考事例]

- ・刑事訴訟法第279条(公務所等に対する照会)に基づき裁判所から文書による 照会を受けた場合
- ・民事訴訟法第226条(文書送付嘱託)に基づき裁判所から文書送付を嘱託された場合
- ・民事訴訟法第186条 (調査嘱託) に基づき裁判所から調査を嘱託された場合
- ③ 報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連 し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の 必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から見て本 人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

[参考事例]

・患者が意識不明で身元不明である場合や大規模災害等で医療機関に非常に多数 の傷病者が一時に搬送され、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不 合理である場合で、報道機関を経由して家族等がより早く患者を捜し当てること が可能になると判断できる場合

- (3) 本人の同意が得られていると考えられる場合
- ア 第三者への情報提供のうち、患者の疾病回復等のため、必要に応じて他の医療機関と連携したり、当該機関の医師等に指導、助言を求める場合のほか、検査等の業務を委託している場合や、診療費用として公的医療保険に請求する場合など、通常の業務で想定される利用目的(別表3)参照)に沿って患者への医療の提供等のために必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考える。

なお、院内掲示等においては、

- (ア) 患者は、医療機関が示す利用目体の中で同意しがたいものがある場合には、 その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう医療機関に求め ることができること。
- (イ) 患者が意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について患者の同意が得られたものとすること。
- (ウ) 同意及び留保は、その後、患者からの申出により、いつでも変更すること が可能であること。

をあわせて掲示するものとする。

イ 医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法 第82条又は高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条若しくは第125条に より、事業者又は保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労 働者等の個人データを委託元である当該事業者又は保険者に対して提供するこ とについて、本人の同意が得られていると考えられる。

(4) 目的外提供における留意点

- ア 8の(2)に定める利用及び提供の制限の例外として、第三者に診療情報等を提供する場合には「3医療従事者の守秘義務」に留意し、提供する情報の範囲を検討し、必要な範囲内で、対応するよう心掛けるものとする。
- イ 8の(2)のウ及びエに該当して個人情報を利用又は提供したときは、条例第9 条第2項の規定に基づき、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。
- ウ 他の医療機関や医療保険審査支払機関等の他の事業者への情報提供については、たとえ法令に基づく場合や匿名化された情報であっても、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者に提供することがないようにしなければならない。

特に、医療事故等に関する情報提供に当たっては、患者・利用者及び家族等の 意思を踏まえ、報告において氏名等が必要とされる場合を除き匿名化を行うよう にしなければならない。なお、医療事故発生直後にマスコミへの公表を行う場合 等については、匿名化する場合であっても本人又は家族等の同意を得るよう努め るものとする。

「参考事例〕

○ 医師及び薬剤師が製薬企業のMR (医薬品情報担当者、医薬品卸業者のMS (医薬品販売担当者)等との間で医薬品の投薬効果などについて情報交換を行う場合は、必要でない氏名等の情報を削除するなど匿名化の処理を行った上で提供しなければならない。

エ 患者の安否情報の照会について

患者の安否情報の照会については、本人同意を原則としながらも、患者が意識不明であったり、大規模災害等で医療機関の通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送された場合など、本人同意を得ることが困難な状況にあっては、本人の同意を得ずに、求められる範囲内で情報を提供することができるものとする。

その際、個人情報の適正な管理運用の一環として、情報照会者の身元確認を徹底しなければならない。また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、提供する情報の範囲については十分留意するとともに、提供した個人情報の内容等について、後日説明及び照合できるよう記録し、保存しておくものとする。また、必要があると認めるときは、条例第9条第3項の規定に基づき、提供された情報をその使用の目的以外に使用しないよう求めるものとする。

【確認方法】

(ア) 電話による照会

- ① 家族又は関係者と称する者の場合、相手方が患者の氏名、住所、生年月日 などを明確に知っているか、また患者の氏名を漢字で示せるかなどで確認す る。
- ② 警察、消防機関又は報道機関の職員の場合、照会者の所属、役職、氏名を 聴取し、一度電話を切って、病院側から電話をかけ直して確認する。

(イ) 来院しての照会

- ① 家族又は関係者と称する者の場合、相手方が患者の氏名、住所、生年月日 などを明確に知っているか、また患者の氏名を漢字で示せるかなどで確認す る。
- ② 警察、消防機関又は報道機関の職員の場合、身分証明書等の提示を求めて 照会者の身分を確認する。

オ 捜査機関からの照会について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会があった場合には、本人の同意を得ずに、求められる範囲内で情報を提供することができるものとする。

この際、捜査関係事項照会書(以下「照会書」という)の文書交付を前提とし、 原則として電話等の口頭照会には応じないこととする。

なお、上記照会により求められた患者の状況その他の医療情報を患者本人の同意なく提供することが民法上の不法行為を構成するとは、通常は考えにくいが、 求められた以外の情報を提供した場合は、損害賠償を請求されるおそれも否定で きないことから、提供する情報の範囲については十分留意しなければならない。

また、捜査機関に個人情報を提供する場合には、個人情報の適正な管理運用の一環として、照会者の所属、役職、氏名を確認するとともに、求められた個人情報の内容等について、後日説明及び照合できるよう記録し保存しておくものとする。また、必要があると認めるときは、条例第9条第3項の規定に基づき、提供された情報をその使用の目的以外に使用しないよう求めるものとする。

【確認方法】

(ア) 電話による照会

照会者の所属、役職、氏名を聴取し、一度電話を切って、病院側から電話を かけ直して確認する。

(イ) 来院しての照会

身分証明書等の提示を求めて照会者の身分を確認する。

9 診療情報の提供等の手続き

(1) 診療情報の提供手続きは、各県立病院が別に定める「診療情報の提供事務処理要領」によるものとするが、医師が日常の診療活動における診療情報の説明の必要上、診療記録を展覧させる場合には、この手続きを省略することができるものとする。

なお、診療情報の提供に際して、インフォームド・コンセントの観点から必要と認められる場合には、診療記録の写しを交付することができるものとする。

(2) 診療記録の開示手続きは、条例による開示請求となることから、患者等に対してその手続きを説明しなければならない。

「参考」主な説明事項

- ア 診療記録の開示を求めようとする者は、条例により定められた方式により、 県立病院の長に対して請求する。 (条例第19条第1項)
- イ 申立人は自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明しなければならない。(条例第19条第2項)
- ウ 県立病院の長は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。(条例第22条第2項)なお、県立病院の長は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することが出来る。
- エ 県立病院の長は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。(条例第26条)

10 診療情報の提供を行わない場合

医療従事者等は、診療情報の提供の申し出があった場合で、次のいずれかに該当する場合は、診療情報の提供を行わないことができる。

ただし、この場合でも、インフォームド・コンセントの観点から診療情報は提供していくという原則における例外的な取扱いとして、画一的な判断は避け、個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

なお、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、 申立人に対して文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の 体制についても併せて説明しなければならない。

(1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき。

悪性腫瘍、精神疾患等の患者で、症状や予後、治療経過等について十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼすことが考えられる場合。

(2) 第三者の利益を害することが懸念されるとき。 第三者に関する情報で、情報提供することにより、第三者の利益を害することが懸念されるとき。

「参考事例〕

- 患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
 - (3) 未成年者の法定代理人による提供の申し出がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

[参考事例]

- 未成年者が法定代理人(親権者等)から虐待を受けている場合や、法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合
 - (4) その他

診療情報の提供を不適当とする相当な理由が存在する場合。

11 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- (1) 医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、 その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報 の提供を求めることができる。
- (2) 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

12 診療情報の提供に係る環境整備

- (1) 県立病院の長は、「診療情報の提供事務処理要領」を、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。
- (2) 県立病院の長は、診療情報の提供に関する教育及び研修の充実を図るとともに、診療記録の記載方法及び使用する用語等の標準化を図るなど、診療情報の提供に係る環境整備に努めなければならない。

別表 1 医療関係資格等に係る守秘義務

医療関係資格等		根拠法令
医師	7	
歯科医師		刑法第134条第1項
薬剤師	J	
保健師		保健師助産師看護師法第42条の2
助産師		刑法第134条第1項
看護師	}	保健師助産師看護師法第42条の2
准看護師		
診療放射線技師		診療放射線技師法第29条
臨床検査技師	}	臨床検査技師等に関する法律第19条
衛生検査技師		
理学療法士	}	理学療法士及び作業療法士法第16条
作業療法士		
視能訓練士		視能訓練士法第19条
臨床工学技士		
義肢装具士		
救急救命士		
言語聴覚士		
歯科衛生士		
歯科技工士]	
あん摩マッサージ指圧師	}	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する 法律第7条の2
はり師		
きゅう師		
柔道整復師		柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士		精神保健福祉士法第40条
地方公務員	}	地方公務員法第34条
精神保健指定医等		麻薬及び向精神薬取締法第58条の19
精神病院の管理者、指定医 等		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条
職員	ń	神奈川県個人情報保護条例第12条
委託事業の従事者	}	神奈川県個人情報保護条例第14条
指定管理業務の従事者	J	神奈川県個人情報保護条例第15条

別表2 医療関係事業者の通常の業務で想定される主な事例

(法令に基づく場合)

【法令上、医療機関(医療従事者を含む)が行うべき義務として明記されているもの】

- ・医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事等への届出
 - (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条)
- ・特定生物由来製品の製造販売承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う当該製品を使用する患者の記録の提供 (薬事法第68条の9)
- ・医師、薬剤師等の医薬関係者による医薬品製造販売業者等が行う医薬品等の適正使用の ために必要な情報収集への協力 (薬事法第77条の3)
- ・医師、薬剤師等の医薬関係者が行う厚生労働大臣への医薬品等の副作用・感染症等の報告 (薬事法第77条の4の2)
- ・医師等による特定医療機器の製造販売承認取得者等への当該特定医療機器利用者に関わる情報の提供 (薬事法第77条の5)
- ・自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用・感染症の報告 (薬事法第80条の2)
- ・処方せん中に疑わしい点があった場合における薬剤師による医師等への疑義照会 (薬剤師法第24条)
- ・調剤時における患者又は現に看護に当たっている者に対する薬剤師による情報提供 (薬剤師法第25条の2)
- ・医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事への届出

(麻薬及び向精神薬取締法第58条の2)

- ・保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等 (健康保険法第76条等)
- ・家庭事情等のため退院が困難であると認められる場合等患者が一定の要件に該当する場合における保険医療機関による健康保険組合等への通知

(保険医療機関及び保健医療養担当規則第10条等)

- ・診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応 (保険医療機関及び保健医療養担当規則第16条の2等)
- ・施設入所者の診療に関して保険医と介護老人保健施設の医師との間の情報提供 (老人保険法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費にかかる療養の 取扱い及び担当に関する基準第19条の4)
- ・患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における当該患者の選定する訪問看護 ステーションへの交付及び訪問ステーション等からの相談に応じた指導等

(保険医療機関及び保健医療養担当規則第19条の4等)

- ・患者が不正行為により療養の給付を受けた場合等における保険薬局が行う健康保険組合 等への通知 (保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条)
- ・医師等による都道府県知事への不妊手術又は人工妊娠中絶の手術結果に係る届出
 - (母体保護法第25条) 《次ページに続く》
- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

- ・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告 (児童福祉法第25条)
- ・指定入院医療機関の管理者が申立てを行った際の裁判所への資料提供等

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下 「医療観察法」という)第25条)

- ・裁判所より鑑定を命じられた精神保健判定医等による鑑定結果等の情報提供 (医療観察法第37条等)
- ・指定入院医療機関の管理者による無断退去者に関する情報の警察署長への提供 (医療観察法第99条)
- ・指定通院医療機関の管理者による保護観察所の長に対する通知等

(医療観察法第110条・第111条)

- ・精神病院の管理者による都道府県知事等への措置入院者等に係る定期的病状報告 (精神保健福祉法第38条の2)
- ・指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告

(生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第7条、第10条)

【法令上、医療機関等(医療従事者を含む)が任意に行うことができる事項として明記されているもの】

[医療機関等の内部での利用に係る事例]

・配偶者からの暴力により負傷又は疾病した者を発見した者による配偶者暴力相談支援センター又は警察への通報

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条)

【行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの】

- ・医療監視員、薬事監視員、都道府県職員等による立入検査等への対応
- (医療法第25条及び第63条、薬事法第69条、臨床検査技師等に関する法律第20条の5等)
- ・厚生労働大臣、都道府県知事等が行う報告命令等への対応

(医療法第25条及び第63条、薬事法第69条、健康保険法第60条、第78条及び第94条等)

- ・指定医療機関の管理者からの情報提供要求への対応 (医療観察法第90条)
- ・保護観察所の長からの協力要請への対応 (医療観察法第101条)
- ・保護観察所の長との情報交換等による関係機関相互間の連携 (**医療観察法第108条**)
- ・基幹統計調査の報告 (統計法第13条)
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査委員会が行う報告徴収への対応

(社会保険診療報酬支払基金法第18条)

・モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が行う原医療記録の閲覧への協力

(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第37条)

別表3 医療関係事業者の通常の業務で想定される利用目的

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

[医療機関等の内部での利用に係る事例]

- ・当医療機関等が患者等に提供する医療サービス
- 医療保険事務
- ・患者に係る医療機関等の管理運営業務のうち、
 - 入退院等の病棟管理
 - 一会計・経理
 - 医療事故等の報告
 - 当該患者の医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、
 - -他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者 等との連携
 - -他の医療機関等からの照会への回答
 - 患者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - -検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への病状説明
- ・医療保険事務のうち、
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における事業者等への結果の 通知
- ・医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[医療機関等の内部での利用に係る事例]

- 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 医療機関等の内部において行われる学生の実習への協力
 - 医療機関等の内部において行われる症例研究

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - 外部監査機関への情報提供
- ・医療費の請求等業務のうち、
 - -業務委託事業者への情報提供